

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市公平委員会委員長 石橋和裕

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関		職	機関		職
<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
市長の事務 部局	本庁	部長 部次長 防災監 参事 企画補佐 課長 室長 主幹 課長補佐 室長補佐 健康福祉部こ ども家庭課の専門員（人 事に関する事務を行うも のに限る。） 行政経営 部行政課の事務管理係長 行政経営部経営課の経 営調整係長、財務係長及 び法務係長 行政経営部 人事課の人事研修係長及 び給与厚生係長	市長の事務 部局	本庁	部長 部次長 防災監 参事 企画補佐 課長 室長 主幹 課長補佐 室長補佐 健康福祉部こ ども家庭課の専門員（人 事に関する事務を行うも のに限る。） 行政経営 部行政課の事務管理係長 行政経営部経営課の経 営調整係長、財務係長及 び法務係長 行政経営部 人事課の人事研修係長
<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
教育委員会 の事務部局	事務局	部長 部次長 参事 企 画補佐 課長 主幹 課	教育委員会 の事務部局	事務局	教育長 部長 部次長 参事 企画補佐 課長

及びその所 管に属する		長補佐 指導主事	及びその所 管に属する		主幹 課長補佐 指導主 事
教育機関	<省略>	<省略>	教育機関	<省略>	<省略>
<省略>		<省略>	<省略>		<省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、別表教育委員会の事務部局及びその所管に属する教育機関の項中教育長に関する部分は、なお効力を有する。